

令和4年第2回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和4年1月27日 開会

令和4年1月27日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和4年第2回新十津川町議会臨時会

令和4年1月27日（木曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 故井向一徳議員追悼演説
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 第5 議案第2号 令和3年度新十津川町一般会計補正予算（第9号）

○出席議員（9名）

2番	村井利行君	4番	鈴井康裕君
5番	小玉博崇君	6番	杉本初美君
7番	西内陽美君	8番	長谷川秀樹君
9番	長名實君	10番	安中経人君
11番	笹木正文君		

○欠席議員（1名）

3番 進藤久美子君

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長

窪 田 謙 治 君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和4年第2回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は、9名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、
順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、西内陽美君。
8番、長谷川秀樹君。両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
-

◎故井向一徳議員の追悼演説

- 議長（笹木正文君） 日程第3、先例に従い、去る1月18日に逝去されました故井向一徳議員の追悼演説を行います。

皆さんもご承知のとおり1月18日午後5時32分、私どもの同僚でございました井向一徳議員が、病で他界されました。誠に痛恨に堪えない次第であります。謹んで哀悼の意を表したいと思えます。

それでは、故井向一徳議員の御霊に黙祷をささげたいと思えます。

皆さん、ご起立願います。

黙祷。

〔黙祷〕

- 議長（笹木正文君） 黙祷を終わります。
着席願います。
ここで、10番、安中経人君から追悼演説の申し出がありますので、これを許可いたします。

10番、安中経人君。

[10番 安中経人君登壇]

○10番（安中経人君） 議長より貴重な時間のお許しをいただきましたので、今は亡き井向一徳議員に、議会を代表して哀悼の誠を捧げ、衷心より惜別の言葉を申し上げます。

あなたは、昭和37年2月、新十津川町字花月において、父猛様、母悦子様のご長男として生を受けられ、奈良県十津川村から団体移住された井向家の5代目として家業の農業に精励され、昭和63年には奥様の久美子様とご結婚されたわけでございます。一男三女のお子様にも恵まれ、合理的な営農計画により経営規模拡大を図り、井向家の盤石の基礎を築かれました。

君は、地域や多くの農業者仲間から推されて、平成17年から長く新十津川町農民協議会執行委員長を務められ、農民運動の先頭に立ち活躍されました。その後、手腕を買われ、空知農民連合副委員長、委員長を歴任、平成29年には空知農民政治力結集連絡会議議長として活躍され、空知はもとより北海道農業の振興に寄与すべく、農民運動や政策要請に尽力されました。

平成31年4月には、その誠実で温厚な人柄と卓越した行動力が地元の花月区や多くの人の信望を集め、仲間から請われて、新十津川町議会議員に初当選なされました。

議会においては経済文教常任委員会副委員長に就任し、その知識と経験から本町の産業構造全般にわたる懸案処理に手腕を如何なく発揮されました。また、広報広聴常任委員会においては広報班長として議会の広報発信に精力的に取り組む姿が思い起こされます。任期折り返しの委員会所管替えにおいては、総務民生常任委員会副委員長に就任され、併せて議会運営委員会副委員長に就任し、その力量を発揮を待たれたところでありました。広域行政においては西空知広域水道企業団議会議員として水道事業経営の安定にも尽力されました。

本会議においても君の存在感が一段と目を引き、これからの期待が高まる中、令和3年1月、体調不良を訴えて入院。病魔との長い闘いが始まり、議員一同、無事完治されることを願っておりました。

医師団の懸命な治療が施され、快方に向かっているものと信じておりましたが、願いは届かず、令和4年1月18日、無念にも命の時計の針を静かに止められたことは、誠に残念でなりません。

今、君との議会活動を振り返ると、令和元年10月に一緒に行った千葉県での研修のことを思い出します。

君と杉本議員と私の3人での研修でしたが、せっかくの機会なので何か自主研修をしようとなり、私は千葉大学の植物工場研究を提案、君は国会に行きたいとのことで、旅費の一部を返還して自主研修をしたことが思い起こされます。君は国会議員2名とのコンタクトを取り、向かった先は参議院議員会館と衆議院議員会館。2議員との面会が叶い、短い時間でしたが、地元の現況を説明し要望を行い、代議士からは席を設けるので、この後ゆっくり語ろうと誘われ、赤坂に繰り出しお酒を酌み交わしながら懇談した時の君の姿が忘れられません。目が輝き、弁舌軽やかに、あるときは強く要望し、また、代議士の話にじっくり聞き入る姿は、リーダーにふさわしい風貌であったことが記憶に残っております。これからの活躍が期待できる議会人であったことが思い起こされます。

君と共に活動した2年10か月の歳月は、振り返れば短いようで、とても長くも感じられた中身の濃い日々でした。

残念ながら、君はこの議場の議席に一度も座ることはありませんでしたが、我々10人の同志は、君の功績と足跡が刻まれていることを脳裏に焼き付け、町のため、町民のために全力を傾注することをここにお誓い申し上げます。

井向一徳君、最後まで頑張りましたね。本当にお疲れさまでした。奥様をはじめご家族の安寧を願い、惜別の情は尽きませんが、生前のご功績に敬意を表し、衷心よりご冥福を祈り、追悼の言葉といたします。

令和4年1月27日、新十津川町議会議員代表、安中経人。

○議長（笹木正文君） 以上で、日程第3を終わります。

◎報告第1号の報告、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第4、報告第1号、専決処分報告についてを議題といたします。

内容の報告及び説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただいま上程をいただきました報告第1号、専決処分報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。

専決第6号。専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分年月日は、令和3年12月27日であります。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、新十津川駅跡地整備事業文京3号通り・文京2条中通り道路新設工事。

2、議決年月日及び議案番号、令和3年11月15日議案第54号。

3、契約金額の変更内容、（1）変更前の額4,870万8千円、（2）変更後の額4,903万8千円、（3）増減額33万円の増。

4、変更の理由、すきとり物の運搬処理等において概数としていた数量の確定並びに舗装面積及び排水柵の規格の変更による請負額の変更を生じたためでございます。

以上、提案理由と内容の説明を申し上げます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の報告及び説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号、専決処分報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第2号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第9号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第2号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第9号。

令和3年度新十津川町一般会計補正予算第9号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,320万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億9,734万2千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました令和3年度新十津川町一般会計補正予算第9号につきまして、内容をご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額1,531万7千円。これにつきましては、14ページ、15ページをご覧くださいと思います。

15款2項1目及び5目総務費補助金及び教育費補助金の交付金及び補助金が3本ございますが、これの合計額でございます。

12ページ、13ページにお戻り願います。

15款計7億9,001万7千円。

20款、繰越金。補正額5,788万6千円、これは、前年度繰越金を財源充当するものでございます。計6,446万8千円。

歳入合計、補正額7,320万3千円、計75億9,734万2千円。

次に、歳出。

2款、総務費。補正額6,220万7千円。計12億9,570万5千円。財源内訳、特定財源、国道支出金445万7千円、一般財源5,775万円。

7款、商工費。補正額950万円。計3億9,111万7千円。財源内訳、特定財源、国道支出金950万円。

10款、教育費。補正額149万6千円。計6億2,311万2千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で136万円、一般財源13万6千円。

歳出合計、補正額7,320万3千円。計75億9,734万2千円。財源内訳は特定財源、国道支出金で1,531万7千円、一般財源5,788万6千円でございます。

次に、11ページにお戻り願いたいと思います。

第2表、繰越明許費。

款、2款総務費。項、1項総務管理費。事業名、総合行政システムサーバ更新事業。金額5,775万円。これは、現在稼働しております総合行政システムサーバの保守期限が本年9月までとなっております、昨今の世界的な半導体不足により新年度に入ってからからの発注では保守期限内のシステムサーバ更新が完了しないことが見込まれることから、これを繰越明許費とするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正追加でございます。

事項、ふるさと公園再整備事業第2工区。期間、令和3年度から令和4年度まで。限度額、4億3,478万6千円。これは、当該整備事業において資材不足が生じておりまして、新年度内に工事が完了しないことが見込まれることから、債務負担行為補正を追加補正することにより本年3月に発注するための補正でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。18ページ、19ページをお開き願います。

2款1項3目財産管理費。補正額6,220万7千円、計6億3,770万9千円。財源内訳は特定財源、国道支出金445万7千円、一般財源5,775万円。内容を申し上げます。事業番号13番、公共施設新型コロナウイルス感染症予防対策事業445万7千円。これは、新型コロナウイルス感染対策のため、抗ウイルス剤セルフフィールドを図書館に施工するために必要な追加費用を補正計上するものでございます。

次、事業番号14番、総合行政システムサーバ更新事業5,775万円。これは、繰越明許費でご説明申し上げましたサーバ更新事業に係る補正でございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費。補正額950万円、計1億4,638万4千円。財源内訳は特定財源、国道支出金950万円。内容を申し上げます。事業番号8番、緊急経済対策事業950万円。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により年末年始の売上げが大幅減となった飲食事業者並びに宿泊業又は飲食業との取引減少が顕著な事業者の経営持続及び安定を図る取組みを行う商工会の取組みに対し、補助金を交付するため補正するものでございます。

なお、その補助金の内訳といたしましては、飲食事業者分で850万円、取引事業者分として100万円を見込んだものでございます。

次に、22ページ、23ページをお開き願います。

10款2項1目学校管理費。補正額93万5千円、計3,176万8千円。財源内訳、特定財源、国道支出金88万円、一般財源5万5千円。内容を申し上げます。事業番号7番、小学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業93万5千円。これは、小学校の保健室及び多目的スペースを利用する際、多目的パネルを導入して仕切りを配置し、感染を予防するためのパネル10枚分の購入経費を補正計上するものでございます。

続きまして、3項1目学校管理費。補正額56万1千円、計5,937万1千円。財源内訳、特定財源、国道支出金48万円、一般財源8万1千円。内容を申し上げます。事業番号6番、中学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業56万1千円。これは、小学校と同様に中学校の保健室及び多目的スペースを仕切るための多目的パネル6枚分の購入経費を補正計上するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第2号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 7款商工費の緊急経済対策事業についてお伺いいたします。

この事業、令和2年度も同じ事業がありましたが、この助成額の計算方法とその係数です。それ、それも前年度と同様に行われるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、7番議員の質疑にお答えさせていただきます。

昨年同様の計算式となっております。飲食店へのまず助成につきましては、売上減少が20パーセント以上の飲食店というふうになっております。

それから、助成の算出につきましては、昨年11月から今年の1月までのこの3か月間と、それから、一昨年、2年前の同時期と比較しまして算出することになりますけれども、その減少額に仕入など流動的な経費50パーセントを差し引きまして、その額に客戻り率として90パーセント、0.9をかけた額を助成することとなっております。

それから、宿泊・飲食業との取引業者につきましても、同様に売上額の20パーセント以上が対象ということになりますし、それから、この宿泊・飲食業との取引につきましては、輸送費、それから流動経費的なものを80パーセント分を差し引いた額、それに他の事業もその会社で行っている場合には、会社全体の売上が落ちているということが条件になりますが、仮に落ちていない場合につきましても50パーセント分を助成するというような内容となっております。

なお、取引業者の場合につきましては、法人は上限30万円、個人事業者は上限15万円というふうになっております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 19ページの13番の公共施設のどのような施設が、何箇所くらいを予定してるのですか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただいまの9番議員の質疑にお答えいたします。

今回の抗菌剤噴霧業務でございますが、令和2年から継続して順次進めているもので、今回の対象は、図書館を対象として抗菌剤の噴霧を行う予定としてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 9番、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第9号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了をいたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和4年第2回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時28分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員